

三次市放課後児童クラブ申込・利用の手引

1 放課後児童クラブとは

保護者が就労等で昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後や土曜日、長期休業等の学校休業日に家庭に代わる生活の場を提供し、児童の健全育成を図る目的で実施しています。

○支援内容について

放課後児童クラブは、児童が安心して楽しく過ごせるように、ルールを守りながら集団生活を行い、児童の心身の健全な育成を図る目的で運営します。

- (1) 児童の遊びをとおした自主性、社会性及び創造性を培う。
- (2) 児童の健康管理、安全の確保及び情緒の安定を図る。
- (3) 児童が宿題・自習・読書など学習活動を自主的に行える習慣づけの指導及び環境の整備を行う。

2 児童クラブを利用できる時間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（ただし休所日を除く）

実施日		開設時間
平日		放課後 ～ 18時30分
土曜日 (ちゅうおう放課後児童クラブを除く)		8時 ～ 17時30分(試行)
長期休業日 学校代休日	平日	8時 ～ 18時30分
	土曜日 (ちゅうおう放課後児童クラブを除く)	8時 ～ 17時30分(試行)

【休所日】日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）

ちゅうおう放課後児童クラブは、土曜日休所します。

特別な理由（利用者がいない等）で休所または開設時間を変更することがあります。

※土曜日の学校稼業日（全学年の場合）は、放課後からの受入となります。

※学校臨時休業日や代休日（全学年の場合）は、開設します。

※土曜日に運動会が予定された場合は、開催の有無に関わらず休所します。

3 入会の手続き

(1) 入会要件

本市の小学校に在籍し、次の①から④のいずれかに該当し、かつ⑤に該当すること。

- ①保護者が、月～金曜日のうち15時30分以降の就労が3日以上あること
(長期休業中のみの利用は12時以降)
- ②保護者が、疾病または負傷の状態にあるか障害があること
- ③保護者が、疾病または負傷の状態にあるか障害がある親族等を、常時介護・看護していること
- ④保護者が、大学・専門学校等へ通学中であること
- ⑤就労されていない70歳未満の祖父母と同居（隣地に居住）していないこと

(2) 入会申込に必要な書類

児童クラブの入会申込の際は、提出期限までに次の必要書類をすべて整えて提出してください。

- ①放課後児童クラブ入会申込書（児童1人につき1部）
- ②放課後児童クラブ利用に関する同意書
 - ・保護者の氏名は、保護者本人がそれぞれ自署してください。
- ③申込確認表
- ④確認表（保育ができない理由について）
- ⑤保育ができないことを証明する書類

区分	必要書類	その他添付書類等
就 労	被雇用者 就労証明書 （3か月以内に作成されたもの）	必ず勤務先の事業者が作成したものを提出してください。 ※記載内容により就労していることを示す書類の提出が必要となることがあります。 ※証明書について、勤務先に電話等で確認をさせていただく場合があります。
	自営業等 就労証明書 申立書 直近の所得税確定申告書（第一表および第二表）の写し（開業初年度の場合は開業届の写し）	○自営業主 ご自身で作成した書類を提出してください。 ○専従者 自営業主が作成した証明書を提出してください。 ※記載内容により就労していることを示す書類の提出が必要となることがあります。
疾病・負傷・ 心身障害	申立書 医師の診断書 （3か月以内に作成されたもの）	医師の診断書は、治療期間および保育できない理由を明記してあるものを提出してください。 ※障害者手帳（身体・精神・療育）等をお持ちの方は、事前にご相談ください。手帳等の写しを提出していただくことで、診断書が不要になることがあります。
介護・看護	申立書 医師の診断書 （3か月以内に作成されたもの）	医師の診断書は、療養期間および常時必要とする理由を明記してあるものを提出してください。 ※介護・看護の計画書等がある場合は、事前にご相談ください。計画書等の写しを提出していただくことで、診断書が不要になることがあります。
就学	申立書 在学証明書 （3か月以内に作成されたもの）	在学証明書は、在学期間・時間等が記載されたものを提出してください。 ※記載内容により就学していることを示す書類の提出が必要となることがあります。

※きょうだいで同時に入会申込をする場合は、それぞれに添付する必要はありません。

※保育所申込書類で上記に該当するものがある場合、入会要件を確認でき期限内のものであれば利用することができますので、写しを添付してください。

※利用期間中に証明書等に記載された期間が切れる場合は、新たな証明書を提出してください（就労の場合、入会要件が確認できる内容が明記されていれば、契約書の写しでも可）。提出がない場合は入会承諾解除となります。

※証明内容に事実と異なる記載があった場合は不承諾とします。

(3) 入会申込の受付期間および申込先

受付期間を過ぎた場合は、希望する日からの入会はできません。

利用区分	利用希望	受付期間	
通年利用	令和8年4月から	令和8年 1月13日(火)～令和8年 1月30日(金)	
	令和8年5月以降 (8月を除く)	入会希望月の前月15日まで (閉庁日の場合は直前の開庁日まで)	
長期休業日 のみ利用	春休み	令和8年4月	令和8年 1月13日(火)～令和8年 1月30日(金)
		令和9年3月	令和9年 2月15日(月)～令和9年 2月26日(金)
	夏休み		令和8年 6月 8日(月)～令和8年 6月26日(金)
	冬休み		令和8年11月16日(月)～令和8年11月27日(金)

【申込先】 社会教育課または各支所

【注意事項】

- ・入会決定は先着順ではありません。
- ・放課後児童クラブ負担金の滞納がある方は申し込みできません。
- ・入会審査により入会要件に該当しない等、入会できないことがあります。
- ・入会希望者が定員を上回る場合等は、低学年の児童を優先します。
- ・入会申込書を提出後、利用をやめる場合は、「三次市放課後児童クラブ入会申請取下届出書」が必要となります。
- ・ちゅうおう放課後児童クラブは通年利用のみとなります。

4 負担金について

(1) 負担金

利用にあたっては負担金が必要です。利用日数に関わらず在籍する月は負担金が必要です。日割計算はしません。

【1人目】月額 4,000円 【2人目以降】月額 2,000円 ※同月に利用する場合のみ

(2) 納入方法

負担金は口座振替をご利用ください。入会承諾通知書に「口座振替依頼書」が同封されている場合は、次の指定金融機関窓口へお持ちいただき、期限までに手続きをしてください。

必要な物	提出先(指定金融機関)
・口座振替依頼書 ・印鑑(通帳印)	広島銀行・中国銀行・もみじ銀行・ひろしま農業協同組合・ 広島みどり信用金庫・中国労働金庫・両備信用組合・ゆうちょ銀行

口座振替依頼書完了後は原則、永続的に登録されます。廃止する場合は手続きが必要です。

(3) 減免

要保護世帯・準要保護世帯については、申請により負担金の減免措置を適用します。年度ごとに申請が必要です。(申請書は入会承諾通知書と一緒に送付します)

提出書類	提出先	適用月
放課後児童クラブ保護者負担金減免申請書	社会教育課	申請した月から

5 利用にあたっての注意事項

入会が決定した場合は、「入会承諾通知書」を送付します。同封の「児童家庭調査書」は、児童クラブでの生活の安全を確保するための大事な調査です。特にエピペンや食物アレルギー対応が必要な場合は詳細を記入のうえ、児童クラブにご相談ください。

また、児童クラブでの決まりごとなどを守るようご家庭で児童とよく話し合ってください。

(1) 欠席について

欠席する場合は必ず連絡をしてください。

①事前にわかっている場合は、前日までに「れんらくちょう」等でお知らせください。

②当日急に欠席する場合は、電話やFAXなどで保護者の方が直接ご連絡ください。

※学校を欠席または早退した場合にも、必ず放課後児童クラブにご連絡ください。

(2) 学習時間について

宿題や自習・読書等をするための学習活動の時間を確保します。児童が自主的に行えるように環境を整えたり、声かけをしたり習慣づけの指導をします。学習支援は行いますが、学習指導は行いませんので、宿題の進み具合や内容については、ご家庭で確認をお願いします。

また、下校時刻が遅くなったとき等は、学習をする時間が確保できないことがあります。

(3) お弁当・おやつについて

学校休業日および短縮授業日等、給食のない日には、お弁当と水筒が必要です。登会後に買いに行くことはできません。

おやつについては、実費を請求させていただきます。おやつに関する対応については、児童クラブにお問い合わせください。

(4) 薬の投与について

児童クラブの支援員が投薬をすることはできません。児童が自分で服用することになりますので、安全管理のため「くすりカード連絡票」に必要事項を記入し児童クラブに提出してください。

(5) 登会から帰宅まで

①登会

小学校からは児童だけで登会します。学校休業日は、保護者の責任で登会させてください。

②保育中

次の場合は保護者の勤務先等に連絡しますので、お迎えをお願いします。

- ・怪我や発熱などの症状がみられたとき
- ・支援員の指導に従わず他の児童に危険行為や迷惑行為等を行ったとき

③帰宅

18時30分（土曜日は17時30分）までに保護者がお迎えをお願いします。 次の場合は、事前に「児童家庭調査書」や「れんらくちょう」等でお知らせください。

- ・保護者以外がお迎えに来られる場合
- ・児童だけの帰宅を希望される場合
(支援員の判断により一人で帰宅をさせない場合があります)

(6) 申込書に記載した内容の変更について

次に該当する場合は届け出が必要です。

変更内容	提出書類	提出先
住所・連絡先・家族状況等	放課後児童クラブ入会承諾事項変更届	社会教育課 または 児童クラブ
保育ができない事由	証明する書類	

(7) 出産にかかる届出について

退院後2ヶ月を経過する日まで利用が可能です。希望する場合は届け出が必要です。2ヶ月を経過したのち育休を取得される場合は「退会届出書」を提出してください。

提出書類	提出先
放課後児童クラブ出産予定日届出書	社会教育課または児童クラブ

※2ヶ月を経過する日が月途中であっても、負担金の日割計算はありません。

(8) 休会について

届け出が必要です。ただし、**休会期間は1ヶ月とし**、これを超える場合は「退会届出書」を提出してください。

提出書類	提出先	提出期限
放課後児童クラブ休会届出書	社会教育課または児童クラブ	休会する月の前月末日

(9) 退会について

届け出が必要です。**提出期限を過ぎると在籍扱いとなり、負担金が必要**となります。

提出書類	提出先	提出期限
放課後児童クラブ退会届出書	社会教育課または児童クラブ	退会する月の末日

また、次に該当する場合は退会となります。

- ・保護者の退職等により入会要件に該当しなくなった場合
- ・出産にかかる届出を希望しない場合
- ・1ヶ月を超えて休会をする場合（再掲）
- ・出産後、退院日から2ヶ月経過したのち育休を取得する場合（再掲）

(10) 入会承諾解除について

次の場合は入会承諾を解除します。

- ・正当な理由なく負担金を滞納した場合
- ・入会時の申込内容が事実と異なることが判明した場合
- ・支援員の指導に従わず他の児童に危険行為等を行った場合や迷惑行為を繰り返すなど運営に支障をきたす場合
- ・利用時間を頻繁に超過する場合
- ・連絡なく欠席することが続いた場合

(11) 賠償責任保険について

児童クラブでの事故による怪我に備えて、市が賠償責任保険に加入します。保護者の方の保険料負担はありません。

(12) 施設および物品等破損について

児童が故意または過失により施設および物品等を破損した場合は、必要となる費用を負担していただきます。

(13) その他

- ①不要なお金やおもちゃ類は、持って来させないでください。
- ②制服等が汚れると思われる場合は、着替えを持たせてください。
- ③持ち物には必ず名前を書いてください。
- ④忘れ物等で学校に行く場合や通院等は、保護者等の付き添いで行ってください。

6 感染症の対応について

感染症などの感染防止を目的とした学校閉鎖の場合は、**原則発令日当日から休所**とします。また、学年（学級）閉鎖の場合は対象学年（学級）の児童の受け入れはできません。

（例）発令日：4月15日（tetoru（テトル）で通知された日）

4月16日～4月18日が学校（学級）閉鎖の場合は、4月15日から受け入れはできません。

7 異常気象時の対応について

学校稼業日または土曜日・長期休業等では判断基準が異なります。

なお、三次市が発令する「警戒レベル3」以上とは、防災気象情報と併せて地域の特性、今後の被害予測等を考慮し、対象地域を特定して避難情報等が発令されます。防災一斉メール配信サービスを登録することで確認ができます。

【放課後児童クラブ登会前】

児童クラブ	土曜日・長期休業日等（6時時点）			学校稼業日		
	警戒レベル3	警戒レベル4	警戒レベル5 特別警報	6時時点で 休校	13時30分までに 一斉下校	13時30分以降に 一斉下校
三次・十日市 吉舎・三良坂	受入見合わせ 解除次第受入	受入見合わせ 解除次第受入	休所	休所	休所	開所 ただし児童が学校で 待機の場合は休所
神杉・酒河 八次・和田 三和・甲奴	開所					

※学校または社会教育課から tetoru（テトル）により通知します。

【放課後児童クラブ登会后】

児童クラブ	警戒レベル3	警戒レベル4・警戒レベル5・特別警報
三次・十日市 吉舎・三良坂	児童クラブ待機 または 指定された避難所に避難 ※保護者がお迎え	児童クラブ待機 または 指定された避難所に避難 ※保護者がお迎え
神杉・酒河 八次・和田 三和・甲奴	開所	

※支援員から電話連絡または社会教育課から tetoru（テトル）で通知しますので、早めのお迎えをお願いします。

【用語の解説】

- 警戒レベル3…災害発生の恐れがある場合に発令される高齢者等に関する避難情報です。避難に時間を要する人（高齢者・障害者・乳幼児等）は速やかに危険な場所から全員避難しましょう。
- 警戒レベル4…災害発生の恐れが高い場合に発令される避難情報です。速やかに危険な場所から全員避難しましょう。
- 警戒レベル5…既に災害発生が発生しているまたは切迫している場合に発令される避難情報です。命の危険があるため直ちに命を守るための最善の行動をとりましょう。
- 特別警報…警報の発令基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害が発生する恐れが著しく高まっている場合に発表される警報であり警戒レベル5に相当します。

【防災一斉メール配信サービスの登録方法】

①空メールの送信

登録用アドレス bousai.miyoshi-city@raidan.ktaiwork.jp

または、登録用QRコードを携帯電話等で読み取り空メールを送信してください。

②メール登録の受信

自動的に送られてくるメールを受信

③設定・登録

必須項目に入力し、登録メールを送信（設定完了）

※登録料は無料です。ただし、情報受信にかかる通信費用は利用者負担となります。

QRコード



8 開設放課後児童クラブ一覧表

※変更になる場合があります。

No	児童クラブ名	実施場所名	所在地・電話番号	小学校区	運営主体	申込先
1	三次第1 放課後児童クラブ	三次小学校内	三次町1851番地1	三次小	三次市	社会教育課 または 各支所
2	三次第2 放課後児童クラブ		0824-63-8339			
3	十日市第1 放課後児童クラブ	十日市こども集会所	十日市中四丁目6番28号 0824-63-1990	十日市小		
4	十日市第2 放課後児童クラブ					
5	十日市第3 放課後児童クラブ					
6	十日市第4 放課後児童クラブ					
7	十日市第5 放課後児童クラブ					
8	神杉 放課後児童クラブ	神杉こども集会所	高杉町1684番地20 0824-66-3550	神杉小		
9	酒河第1 放課後児童クラブ	酒河小学校内	西酒屋町804番地1	酒河小		
10	酒河第2 放課後児童クラブ		0824-62-0099			
11	八次第1 放課後児童クラブ	八次こども集会所	畠敷町1722番地1 0824-63-3601	八次小		
12	八次第2 放課後児童クラブ					
13	八次第3 放課後児童クラブ					
14	八次第4 放課後児童クラブ					
15	八次第5 放課後児童クラブ					
16	和田 放課後児童クラブ	和田小学校内	向江田町3363番地6 0824-66-1065	和田小		
17	吉舎 放課後児童クラブ	よっしや吉舎内	吉舎町吉舎368番地 0824-43-2219	吉舎小		
18	三良坂第1 放課後児童クラブ	三次市三良坂支所内	三良坂町三良坂5042番地1	三良坂小		
19	三良坂第2 放課後児童クラブ		0824-44-2088			
20	三和 放課後児童クラブ	三和小学校内	三和町敷名11496番地 0824-52-2207	三和小		
21	甲奴 放課後児童クラブ	甲奴こども集会所	甲奴町西野42番地6 0847-67-3655	甲奴小		
22	ちゅうおう 放課後児童クラブ	子供の城保育園内	十日市中二丁目9番24号 0824-65-1114	十日市小		

No.23～No.31 は地域で実施している放課後子ども教室です。各地域の運営先に直接お問い合わせください。

No	児童クラブ名	実施場所名	所在地・電話番号	小学校区	運営主体	申込先
23	君田 放課後子ども教室	君田保健センター内	君田町東入君718番地6 0824-53-2132	君田小	君田 自治区連合会	君田自治区連合会 0824-53-2759
24	青河 放課後子ども教室	青河 コミュニティセンター内	青河町582番地1 0824-67-3701	青河小	青河 自治振興会	青河放課後子ども教室 0824-67-3701
25	川地 放課後子ども教室	川地小学校内	下川立町503番地1 0824-68-2011	川地小	川地 連合自治会	川地連合自治会 0824-67-3757
26	田幸 放課後子ども教室	田幸小学校内	大田幸町1600番地1 0824-66-1261	田幸小	田幸地区 町内会連合会	田幸地区町内会連合会 0824-66-1162
27	川西 放課後子ども教室	三若公会堂内	三若町2633番地3 0824-69-2563	川西小	川西 放課後子ども教室	川西放課後子ども教室 0824-69-2526
28	作木 放課後子ども教室	文化センターさきぎ内	作木町下作木905番地2 0824-55-2115	作木小	作木町 自治連合会	作木町自治連合会 0824-55-2115
29	粟屋 放課後子ども教室	粟屋小学校内	粟屋町2346番地2 0824-64-1219	粟屋小	粟屋 町づくり協議会	粟屋町づくり協議会 0824-64-6500
30	河内 放課後子ども教室	河内 コミュニティセンター内	小文町182番地1 0824-63-7644	河内小	河内 まちづくり連合会	河内まちづくり連合会 0824-63-7644
31	布野 放課後子ども教室	布野子ども教室	布野町上布野1418番地2 0824-54-2119	布野小	布野町 まちづくり連合会	布野町まちづくり連合会 0824-54-2119

Q&A

Q1 きょうだいで入会したいのですが、就労証明書はそれぞれに必要ですか？

A 1通で構いません。ただし、入会申込書はそれぞれ必要です。(手引3-(2)参照)

Q2 6月から入会したいのですが、いつまでに申し込みをすればいいですか？

A 5月15日(閉庁日の場合は直前の開庁日)までに、必要書類をすべて整えて提出してください。(手引3-(3)参照)

Q3 通年利用の申し込みをしたいのですが、8月は、子どもを祖父の家に預けるので、児童クラブには1日も出席しません。8月分の負担金はかかりますか？

A 「休会届出書」(手引5-(8)参照)を7月31日までに提出されれば負担金は発生しません。ご連絡がなく児童クラブを休ませた場合は、負担金が発生します。

Q4 学校を休む時は、児童クラブにも連絡が必要ですか？

A 必ず児童クラブにも連絡をしてください。(手引5-(1)参照)

Q5 土曜日だけの利用ができますか？

A 現在の利用区分としては、「開設日全て」または「長期休業日のみ」としています。土曜日だけの利用はできません。

Q6 夏休み中の学校で実施されるプール等、児童クラブの活動以外での外出はできますか？

A 児童の安全を守るため、登会後に外出することは原則できません。夏休み中のプール等で外出する場合は「児童家庭調査書」や「れんらくちょう」で連絡をしてください。外出中については保護者の責任となりますので、保護者等の付き添いをお願いしています。

Q7 児童クラブ以外に小学生を預けることができる市のサービスはありますか？

A 三次市が実施している「子育てサポート事業」では、保護者が0歳～小学校6年生のお子さまをご家庭でみることができない場合、三次市子育てサポート会に登録されている会員(まかせて会員)が保護者のかわりにお子さまの一時預かりや送迎を行っています。ご利用にあたってはあらかじめ三次市子育てサポート会事務局(三次市子育て支援部こども家庭支援課育児支援係内)に登録をしていただく必要があります。有料です。

三次市子育てサポート会事務局 電話番号：0824-62-6148

《お問い合わせ先》

〒728-8501

三次市十日市中二丁目8番1号

三次市役所本館5階

三次市教育委員会 社会教育課

電話：0824-62-6182 FAX：0824-62-6288